

(趣旨)

第1条 この規程は、中京大学学則（以下「学則」という。）第114条第4項の規定に基づき、中京大学大学院博士前期課程又は修士課程における社会人短期履修制度（以下「短期履修制度」という。）に関し必要な事項を定める。

(短期履修制度の適用)

第2条 学長は、学長会議の審議を経て、短期履修制度の各研究科への適用について、教育的な配慮に基づき判断する。

- 2 各研究科は、短期履修制度の適用について学長に申し出ることができる。
- 3 各研究科は、短期履修制度を適用する場合においては、次条に規定する短期履修制度を利用する学生に求める要件、第5条に規定する短期履修学生を認定するに当たっての審査基準及び第6条に規定する短期履修に係る具体的なプログラムをあらかじめ定め、学長会議の承認を得るものとする。
- 4 短期履修制度を適用する研究科・専攻は、別に定めるものとする。

(短期履修制度の対象学生)

第3条 短期履修制度の対象学生は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 社会人としての実務経験を3年以上有しており、入学までに学則第131条に規定する入学資格を満たすこと。
- (2) 前号に規定する要件のほか、各研究科が定める要件を満たすこと。
- 2 前項第1号に規定する実務経験の定義は、各研究科において定めるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次に該当する者は、短期履修制度を利用することはできない。
  - (1) 学則第137条に規定する編入学又は転入学により、博士前期課程又は修士課程に入学する者
  - (2) 学則第138条に規定する再入学により、博士前期課程又は修士課程に入学する者

(短期履修制度利用の希望申請)

第4条 短期履修制度による修学を希望する者（以下「短期履修希望者」という。）は、学則第133条に規定する入学出願のときに、入学願書に所定の書類を添えて、制度の利用を申請しなければならない。

(短期履修学生の認定手続)

第5条 各研究科は、短期履修希望者の申請に基づき、短期履修希望者が、短期履修学生として適格か否かを、学則第134条に規定する入学選考時に審査し、入学選考の結果合格を認めた場合において、短期履修学生としての認否を本人に通知するものとする。

- 2 各研究科は、前項に規定する短期履修学生としての適格性を認めるに当たって、短期履修希望者の希望理由の妥当性、学識及び研究計画の実現性を十分に勘案しなければならない。

(短期履修プログラム策定及び公表)

第6条 各研究科は、入学から修了までの履修計画、研究指導プロセス等（以下「短期履修プログラム」という。）を策定し、公表しなければならない。

2 短期履修学生については、博士前期課程又は修士課程1年次の履修における履修登録単位の制限及び2年次配当科目の履修制限を適用しないものとする。

(修了の時期)

第7条 短期履修学生の修了の時期は、1年次3月とする。

(修了の認定)

第8条 各研究科の定める授業科目を履修し、学則第122条に規定する修了所要単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、当該課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格した短期履修学生に対し、学長は、当該研究科委員会の審議を経て、修了を認定する。

2 1年間の在学期間において修了を認定されなかった短期履修学生については、研究科委員会の審議を経て、次の学期以降に、中京大学学位規程第7条の規定に基づき、修士論文等を提出できるものとする。この場合において、修了の時期は、1年6か月以上の在学期間を経た3月又は9月とする。ただし、短期履修学生の在学年限は、学則第114条第3項の規定を準用する。

(学費等)

第9条 短期履修学生の学費等に関しては、別に定める。

(修了見込証明書の発行)

第10条 学長は、短期履修学生に対して、修了見込証明書を発行することができる。

(所管)

第11条 この規程に関する業務は、教学部教務センターが行う。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、大学院委員会及び教学審議会の審議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。